

天理市立公民館分館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第8号

天理市立公民館分館規則の一部を改正する規則

天理市立公民館分館規則（昭和47年7月天理市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

天理市立井戸堂公民館九条分館	天理市九条町92番地
天理市立井戸堂公民館吉田分館	天理市吉田町232番地

」

を

「

天理市立井戸堂公民館吉田分館	天理市吉田町232番地
----------------	-------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。